



2021年5月12日

各 位

会社名 東洋エンジニアリング株式会社

代表者 取締役社長 永松治夫

(コード：6330、東証一部)

問合せ先 広報・IR部長 飯田 渉

(TEL 047-454-1113)

当社に対する訴訟上の請求に関するお知らせ

東洋エンジニアリング株式会社と当社マレーシア現地法人であるToyo Engineering & Construction Sdn. Bhd. (以下、両者を合わせて単に「当社」といいます)は、タイ王国法人のTTCL Public Company Limited及び同社マレーシア現地法人であるTTCL Malaysia Sdn. Bhd. (以下、両者を合わせて単に「TTCL社」といいます)との間で開始された仲裁において、TTCL社より下記の通り請求を申し立てられましたのでお知らせします。

記

1. 請求申立ての場所等

- (1) 仲裁地 : シンガポール
- (2) 準拠法 : マレーシア法
- (3) 申立日 : 書面上の申立日は2021年5月5日、仲裁機関から当社への通知は5月10日

2. 相手方

- (1) 名称 : TTCL Public Company Limited
所在地 : 28th Floor, Sermmit Tower, 159/41-44 Sukhumvit 21,
Asoke Road, North Klongtoey, Wattana, Bangkok, 10110, Thailand
代表者 : Hironobu Iriya, President & CEO
- (2) 名称 : TTCL Malaysia Sdn. Bhd.
所在地 : Unit E-6-4 Megan Avenuel, 189 Jalan Tun Razak, 50400 Kuala Lumpur, Malaysia
代表者 : Wanchai Ratinthorn, Director

3. 対象プロジェクト

- (1) 客先 : PRPC Refining Company Sdn. Bhd.
- (2) 受注者 : 当社
- (3) 下請負者 : TTCL社
- (4) 建設地 : ペトロナス・ペンゲラン総合コンビナート内
(マレーシア南部ジョホール州ペンゲラン)
- (5) 対象設備 : スチーム・クラッカー・コンプレックス
- (6) 下請負者の役務範囲 : スチーム・クラッカー・コンプレックスにおける用役及び付帯設備に関する設計・調達・工事

4. 請求の経緯及び内容

当社は、TTCL社が役務完了することなく工事現場より一方的に撤退したことにより被った損害を請求すべく仲裁を2021年3月26日に提起しております。これに対しTTCL社は、当社に対しchange order等の請求の権利があるとして、2021年5月5日、仲裁において44百万米ドル相当（1米ドル=109円換算で約48億円相当）の反対請求の申し立てを行いました。

5. 今後の見通し

上述の通り、当社はTTCL社に帰すべき事由より被った損害の賠償を求めて仲裁を提起しております。TTCL社の反対請求は契約に基づく法的根拠に欠ける為、当社としては受け入れられるものではありません。当社としましては、今後の仲裁手続を通じて、事実関係や法的根拠を説明することによって、当社の正当性を主張して参ります。当該仲裁申立が当社の業績に与える影響等は現段階では無いものと考えておりますが、今後開示すべき事項が生じた場合は、速やかにお知らせ致します。

以 上